

かすみがうら市議会文教厚生委員会会議録

---

令和3年6月14日 午前 9時50分 開 議

---

出 席 委 員

委 員 長	櫻 井 繁 行
副委員長	設 楽 健 夫
委 員	中 根 光 男
委 員	川 村 成 二
委 員	小 倉 博

---

欠 席 委 員

な し

---

委 員 外 議 員

な し

---

出 席 説 明 者

市 民 部 長	山 内 美 則
保 健 福 祉 部 長	君 山 悟
市 民 部 企 画 監	宮 本 明
健 康 づ くり 増 進 課 長	川 原 場 宗 徳

---

出 席 書 記 名

議 会 事 務 局 柏 崎 博 子

---

## 議 事 日 程

令和3年6月14日（月曜日）午前 9時50分 開 議

1. 開 会
2. 事 件
  - (1) 新型コロナウイルスワクチン接種について
  - (2) その他
3. 閉 会

---

開 議 午 前 9 時 5 0 分

### ○櫻井繁行委員長

皆様、おはようございます。

委員の皆さまには、お忙しい中、お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は5名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、定刻前でございますが、皆様おそろいですので、ただいまから文教厚生委員会を開きます。

次に、書記を指名します。

議会事務局、柏崎係長を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりであります。

それでは、早速、本日の日程事項に入ります。

初めに、新型コロナウイルスワクチン接種についてを議題といたします。

説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

### ○保健福祉部長（君山 悟君）

新型コロナウイルスワクチン接種、今後の予定等につきまして、説明をさせていただきたいと思っております。

まず、資料の高齢者の接種状況と64歳以下の接種予定ということで説明させていただきます。

最初に、高齢者の接種状況になります。

6月9日現在で予約されている方が9,229人になり、内訳としましては、集団接種が5,355人、個別接種が4,411人になっています。こちらで、ただいま申し上げました予約者数と内訳の数字のほう、合計が合っておりません。内訳につきましては、例を申し上げますと、集団接種で1回目を予約された方が2回目、個別接種のほうで予約されたという方ですと、おのおの集団で1人、個別で1人ということで重複カウントされている関係がありまして、予約者数の総数と内訳の数字が、若干の差が生じております。

次に、接種済者数につきましては、全体で2,792の方が接種を終了しております。内訳としましては、集団1,432人、個別1,360人、こちらが1回目の接種を終えているような状況でございます。この数字につきましては、医療従事者、あるいは高齢者施設等の方は含まれておりません。これはあくまでも市のほうが中心となった集団接種と個別接種の数字になります。ですから、若干、数字のほうは伸びるかと思っております。

次に、2として、64歳以下の接種予定の説明を申し上げます。

接種期間としまして、8月中旬から11月下旬までの期間を予定しており、高齢者と同じく集団接種

と個別接種で実施することになります。

次に、接種予定者数につきましては、約1万5,000人程度と見込んでいます。これは対象者の約65%を予定しております。対象者につきましては、括弧書きで2万3614人ということで、令和3年4月1日現在の住基人口ということで、資料のほうは記載してございます。

次に、接種券発送時期につきましては、10歳刻みの年齢ごとに段階的に接種券を送付し、予約開始時期をずらすことにより、予約時の混雑を緩和することで進めます。

具体的に申しますと、①としまして、64歳から60歳の方と基礎疾患等がある方に対しては、7月5日に発送を予定し、予約開始日を7月16日からと予定しています。

同じように②としまして、59歳から50歳の方には7月26日に発送を予定し、予約開始日を8月6日からと予定しています。

次の③49歳から16歳の方につきましては、8月中旬から順次発送することで予定をしております。また、予約開始時期につきましては、接種券発送日から10日後ぐらいの日にちで予定をしております。

次に、資料の2ページになります。

60歳未満で基礎疾患を有する方についても、今回、優先して接種券を送付することとしています。そのために基礎疾患優先接種届を提出していただきます。この届の申請期間としましては、6月30日までに申請された方については、7月5日に接種券の発送を予定しています。また、それ以降は、随時受付を行い、順次発送をします。

申請方法につきましては、健康づくり増進課に持参していただくか、メール、または、郵送により申請をしていただきます。また、申請書につきましては、ホームページへの掲載やウェルネスプラザをはじめとし、千代田・霞ヶ浦双方の窓口センター、あるいは、中央出張所で配布をする予定でございます。こちらの手続に関しましては、ホームページへの掲載と、6月号の広報紙で周知を行うことで進めます。

次の基礎疾患等の範囲につきましては、国が示した疾患等の内容になっています。また、資料の3ページになるかと思えます。またBMI値が30以上の方も基礎疾患等の範囲に含まれているということで、今回申請をしていただければ優先的に接種券を発送する予定でございます。

資料等に記載はございませんけれども、予約方法につきましては、高齢者接種と同じようにコールセンターとウェブサイトからの予約になります。コールセンターにつきましては、5回線でオペレーター10名体制、高齢者の当初よりは若干体制を減らしておりますけれども、年齢ごとに段階的に発送するというので、回線数を従来の5回線のほうに戻してございます。

あと、ウェブサイトの予約画面ですけれども、2回目の予約が分かりづらかったということで、分かりやすいような表現を付け加えてございます。

次に、紙ベースで資料のほうをお配りしてございます。

今回、接種年齢の幅が広がるということで、接種場所の例外ということが発生することが想定されます。資料にありますように、基本的には住所地の市町村で接種するのが原則になってございます。ただ、例外としまして、資料の右側、四角い枠にあるかと思えますが、やむを得ない事情で住民票所在地以外で長期滞在している方に対しては、例外ということで受けられることとなります。

右側の市町村への申請が不要な方ということで、これは主に高齢者施設等に入所されている方がメインになってくると思います。あるいは入院されている方。こちらにつきましては、市町村への申請というのが必要なく、そのまま施設内、病院内で接種を受けることができます。

左側の市町村への申請が必要な方、今回、この方がいるかと思えます。内容としましては、出産の

ために里帰りをされている方、あるいは大学等へ通っていて遠隔地へ下宿している方、あるいは単身赴任をされている方等が想定されます。こちらの方につきましては、市町村への申請が必要になります。現在、住んでいる市町村のほうの窓口に行きまして、住所地外証明書というものを発行していただきます。それを基に予約をしていただいて、接種を受けるというようなことになるかと思えます。

その他にも詳しい点がありますので、その点につきましては、健康づくり増進課、川原場課長からの説明とさせていただきます。

○櫻井繁行委員長

それでは、説明を求めます。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

先ほどの住所地外での接種ということでございます。部長の説明にもございましたけれども、やむを得ない事情で住所地以外に長期滞在している方につきましては、住所地外接種証明というものですけれども、市のほうでも発行はできますが、あとはウェブ申請、ワクチンナビというものを厚労省のほうでやっております。そちらのほうでも申請していただければ、住所地外証明なるものが発行されるようになっております。

基本的には、先ほどのように里帰りの妊婦さんとか学生さん、遠隔地、それから単身赴任者の方が主だとは思いますが。市町村のほうに来ていただいて申請を出していただいても結構ですが、若い方なので、大概ウェブ申請のほうが多いかと思っているところでございます。こちらの証明書は、例えば県外の方が、かすみがうら市のほうに来て住んでいる場合には、かすみがうら市の医療機関のほうでも結構ですので、そちらのほうで予約を取ってもらった上で、そのときに住所がもともと市内ではございませんので、その住所地外の証明を提出していただいて、確認するだけの書類らしいので、そういうことで、かすみがうら市で受けるというのが確認できれば大丈夫のような、そういう書類となっているものでございます。それで普通に接種していただければ、予診票のほうはもともとの住所地があるところに国保連経由で請求が行くようになっていきますので、そういう形で処理されるようになっていようございます。

説明につきましては以上でございます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ご質問等はございませんか。

○小倉 博委員

年齢のことですが、市内では学生、児童が感染したという情報がありますけれども、この49歳から16歳までの枠でありますけれども、その下の高校生というのはどういうふうな考えでいるのでしょうか。

○保健福祉部長（君山 悟君）

今回、16歳以上ということで、この16歳というのは、まず学年年齢ということになっています。学年年齢ですので、現在の高校1年生で、誕生日が来て16歳の方もいますし、誕生日前で15歳の方もいると思います。学年年齢にて今回はやることになっています。そうしますと、16歳以下の方につきましては、ファイザー、今回のワクチンのメーカーでは12歳からということではうたっているみたいですが、国の方針が16歳ということで明確に出てございます。現在に至ってもまだその方針は変わっておりませんので、市としましても国の方針に従いまして、16歳以上からということで進めるこ

とで考えております。

○川村成二委員

この資料の高齢者の接種状況の予約者数のうち、1回目の予約と2回目の予約の内訳というのは分かるのでしょうか。そうしないと、高齢者の予約状況という、その率で見たときに、よく分からなくなってしまうので、そこが分かれば教えてください。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

接種場所ごとの集計は、今、手元にはないんですけれども、2回予約をされているケースで、人数ですね、8,523人です。

○川村成二委員

2回。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

それが2回予約されている方です。1回だけの予約の方が706人です。

○川村成二委員

そうしますと、2回目まで予約を既にしてしている人が8,523人ということで、約1万3000人で割り戻すと65.5%の方が2回の予約が済んでいるという捉え方でよろしいでしょうか。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

そのとおりでございます。

○川村成二委員

以前に説明のあった時期からすると、あまり伸びていないように思えるんですが、以前報告があったときは60%というふうに聞いていましたけれども、それからいきますと5.5%程度の伸びですので、伸びていない理由、あるいは、今後伸ばしていくためには何か取り組みをやるのでしょうか。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

伸びていない理由ということでございますが、やはり予約のほうが当初、5月12日から開始してまして、約2週間くらいは予約人数が多かったです。ただ、やはり6月に入るあたりから新たな新規の予約という方が、なかなか1日何件、数十件単位でしか伸びなかったこともありまして、考え方としましては、接種を希望している方で、あらましの方はもう既に予約をされたのかと思っているところでございます。その後、やはり予約者数をもう少し確保するということにつきましては、周知のほうの拡大と、それから接種の予約自体をされていない方に対しての、何らかの再度の通知みたいなものを行う必要があると思っているところでございます。

○川村成二委員

一つの方法としては、予約者の人数が高齢者でいくと約65%程度しかありませんよということをもっと公開すれば、あまだそんな少ないんだという認識に変わってくると思うんですよね。ですから、そういう数字を公表することも一つの方法だと思うので、検討していただきたいと思います。

それから、追加で確認したいんですけれども、64歳以下の接種で1、2、3に分類していますけれども、それぞれの年齢層の対象者数が分かりましたら教えてください。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

先ほどの周知の件に関しましては、後で検討させていただきたいと思います。

年齢層の対象者数ですけれども、64歳から60歳の年代の方で約2,500人です。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午前10時09分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午前10時13分]

答弁を求めます。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

それでは、60歳から64歳までの人数で2,510人です。

続きまして、59歳から50歳の方で5,221人です。

次の49歳から16歳の方で1万5883人です。

○川村成二委員

そうしますと、60歳から64歳の区分で2,510人程度にもかかわらず、これを分ける理由というのはどこにあるのでしょうか。この程度の人数であれば、2番の50歳以上と合わせて7,700人で一気にやったほうが予約率は高まっていくのではないのかなという気はするんですよね。65歳以上の高齢者で年齢層を分けるというのは、全国でもいろんなところでやっているの、それは分かるんですけども、64歳以下であまりシビアに年齢を分けても予約率が高まっていけないのではないのかなという気がするんですが、その辺いかがでしょう。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午前10時15分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午前10時15分]

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

64歳から60歳及び基礎疾患がある方に対しては、一応、国のほうの指針といいますか、方法として、年代別にとということでお話があったようですので、そちらのほうでやらせていただいたところでございます。それに従いまして、市のほうでもそう考えて、60歳から64歳及び基礎疾患のほうで発送することといたしました。

○川村成二委員

国の方針に従ってということは分かるんですけども、そうしますと、国の方針は年齢層の考え方であって、例えば、接種券発送のスケジュール等は、各自治体に任されていると思うんです。それからすると、59歳から50歳の方の発送日を前倒しして、1番の年齢層と重複しても対応可能だと思うんです。発送のタイミングと予約状況のタイミングだけをずらせば、私はそんなに混雑しないでいけるのではないかなと思うので、スケジュールの前倒しをすることによって、3番の16歳以上の方も前倒しができるのではないのかなという気はするんですよね。その辺、検討をしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

ご意見を参考にさせていただきます。今後、検討、調整させていただきたいと思います。

○櫻井繁行委員長

ぜひ前向きに検討いただきたいと思います。大事なことだと思います。よろしく願いいたします。

そのほかいかがですか。

○中根光男委員

確認ですが、先ほどの接種場所の原則、例外についてというのが、私も理解していないところがありましたので、確認の意味でお願いしたいのですが、住所地外証明書の発行についてなんです、これはあくまでも、例えば私が県外に住んでいて、かすみがうら市に、例えば出産でこっちへ戻ったと

いうことに関しまして、あくまでも、例えばさいたま市ならさいたま市に住んでいる時の証明書をこちらの医療機関なり、市の方に提出するという意味なのでしょうか。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

例としましては、例えば福島県の妊婦さんが、かすみがうら市内で出産をするような場合の証明は、かすみがうら市のほうでお出しします。福島県のほうではございません。あくまで、現在住んでいるところの市町村のほうで出すような形になります。

○中根光男委員

市のどちらの窓口で証明書をもらえばいいんですか。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

申請自体は、かすみがうら市の保健センターのほうの窓口でも結構ですけれども、書いていただく書類自体は中央出張所、霞ヶ浦庁舎、千代田庁舎等に置いて、そこで市民課のほうに提出していただくと思っているところがございます。また、それでも行きづらいというような方には、先ほどお話ししたんですけれども、厚生労働省のワクチンナビというところのウェブ申請も可能ということで、そちらのほうも利用できるということになってございます。

○中根光男委員

分かりました。ありがとうございました。

○櫻井繁行委員長

そのほかいかがですか。

○設楽健夫副委員長

今現在の施設の接種者と、医療関係者の接種者の人数、現段階の人数はわかりますか。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

施設のほうですけれども、今現在、はっきりした数というのが申し上げられないといえますか、考え方としての話になってしまうんですけれども、例えば、かすみがうら市内でも高齢者施設とかそういうところは結構ございまして、そこで接種する人が市内全員、かすみがうらの人というわけでもなくて、例えばほかの市町村から来ている場合もあります。また、逆の場合もありまして、かすみがうら市の人がほかの施設とかに入っている場合もございまして、施設の接種につきましても、施設の従事者の方も接種している場合もありますので、かすみがうら市のほうでやる場合に、施設にワクチンを持っていくときがあるんですけれども、その中でも高齢者だけ、かすみがうら市内の老人だけというわけでもないで、そこの把握が数的に何人というのが、はっきり申し上げづらいところがあるんですけれども、接種された人数というのはシステム上では出るんですけれども、そちらのほうでも細かく、かすみがうら市の高齢者施設の従事者、かすみがうら市外の高齢者と細かく出るわけではないので、そこのところの人数というのが、担当課のほうでも全件把握し切れていないところがございますので、具体的に何名というのが申し上げづらいんですけれども。

○設楽健夫副委員長

そうすると、この対象者、高齢者1万3000人の中に、施設の人数、あるいは医療関係の人数も含まれている、いない、どちらですか。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

高齢者の1万3000人というのは、あくまで、かすみがうら市に住民登録されている方の人数だけです。その人が例えば住所地在、かすみがうら市のまま、他の市町村に行ってしまった場合とかでも、その数は入っていますので、あくまで市の中でというのが、何人というのが申し上げづらいです。

○設楽健夫副委員長

分かりました。

そうなってくると、この予約人数のほうも変動があるというふうに見ていいということでしょうか。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

もちろん予約人数につきましては、今現在、かすみがうら市内の協力していただける個別医療機関、それから、ウェルネスプラザと千代田講堂。そちらに予約している方だけの人数ですので、例えばかかりつけで土浦市のほうのお医者さんでやってもらうんだという話になっている方は、この中には入っていません。ちなみに土浦市のほうでは、個別でかかりつけ医になっている場合でも、医療機関ごとで予約をするので、それが、かすみがうら市の人だからといって、かすみがうら市のほうにそのデータが来るわけではないので、やっているかやっていないのかの判断もつきづらいところではございます。

○設楽健夫副委員長

今ね、東京都の大規模接種会場で飛び込み含めて接種しますね。そのデータが市町村のほうに飛んでいるという話も、ニュースかなにかで聞いたような気もするんですけども、そういうシステムが、例えば全国ネットで、誰がどこで接種しようが、住基台帳に載っている市町村のほうでそれが把握できるという、そういうシステムはまだできていないんですか。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午前10時25分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午前10時26分]

○保健福祉部長（君山 悟君）

ただいま設楽委員さんのほうからありましたように、国のシステムでVRSというシステムがございます。これに関しましては、あくまでも人数だけを集計するシステムになってございます。ですから、かすみがうら市の誰とまでは、このシステム上は分からない部分がありまして、あくまでも人数だけが分かるようなシステムでございます。そのまま、誰というのが分からないのかということ、またそれは違いまして、その後、手続として、接種料の委託料が発生しますので、その手続が市外の病院、医療機関で受ける場合には、茨城県の国保連合会を経由して各市町村に請求が流れてきます。それが約2か月くらいかかってしまうんです。

国保連合会の審査を受けて、その後、市町村のほうに請求と予診票が市町村に配られます。その予診票が手元に来た段階で初めて誰が受けたというようなシステムになっているので、人数は把握できるんですけども、年齢とか、どこの誰とかというのは、市外で受けた方に関しましては、2か月くらいかかってしまうと。市内の集団接種とか市内の医療機関の先生の場合には、直接、市と市内の医療機関の先生とのやり取りですので、これはすぐに分かります。ですけども、市外になってしまうと、今言ったように2か月くらいたつ。

あともう一つは、設楽委員さんからありましたように高齢者施設につきましても、同じような感じになります。施設の嘱託医に関しましては、市外の先生がなっている場合には、その市外の先生、例えば、土浦市の先生が、かすみがうら市内の高齢者施設の嘱託医になっているといった場合には、土浦の先生が請求になります。当然、市外になりますので、国保連合会を経由しての請求になってしまいます。ですから、どうしても人数的なものも把握できない、どこの誰かというのが把握できない。ただ接種したというだけの話で、人数的に市町村のほうでは分からないような状況になっているのが



現状です。

ですから、保健センターで把握できるのは、あくまでも市内の集団接種分と市内の医療機関の先生にお願いしている分です。あと、予約者数、あくまでも今言ったように、直接集団でやる方、あるいは市内の医療機関の個別接種でやる方だけで、今言ったようにかかりつけ医の先生が市外にあるといった場合には、そちらの先生と直接やり取りになってしまうので、市のほうでも把握できません。ですから、今言ったように、2か月くらい経たないと、この方が接種したんだというようなことも分かりません。先ほど川村委員さんからあったように、人数を伸ばすのにも、ある程度期間を置いてからでないと、正確に接種した、接種してないというのは判定ができないので、少し経ってから接種勧奨ですか、そのこともできないというのが現在の状況でございます。

○設楽健夫副委員長

そうしますと、未接種者、未予約者の案内も正確には2か月後ぐらいにはっきりしてきて、そこから検討されていくということになるということですかね、それでよろしいですか。

○保健福祉部長（君山 悟君）

今、設楽委員からありましたように、最終的に接種する、接種しないが約2か月くらいのブランクが出てしまいますので、それでないと勧奨できない。ただ、期間は一応、11月まで予定していますので、その間に、まだできますというような案内はできると思います。年齢で予約を区切っているだけです、その年齢の方しか予防接種ができないというわけではございません。その点を含めましてお知らせをしないと、勘違いしている方も中にはいらっしゃると思います。そういうことも含めまして、接種勧奨のほうをしていくことで考えてございます。

○設楽健夫副委員長

予約人数、先ほど伺ったことからすると、大体、高齢者の接種が終了過程に入るのは、大体8月の第2週目ぐらいで読んで、その2週目前後は65歳以上と64歳以下の方が混在していくという、そういう状況に入っていくんですか。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

高齢者の方の接種が終わってどこまで、その次にそれ以下の方というわけでもなくて、やはり接種は1日当たり枠が決まっていますので、高齢者だけ、例えば180人の枠を50人しか接種しない場合に、130人はやらないのかという話になると、それも無駄になりますので、同じように予約枠は使っていただいて、予約していただいたところに混在するような形ですね、高齢者の人、若い人とか。そういう形で接種は行っていく考えでございます。

○設楽健夫副委員長

8月のお盆前後に大体高齢者が、先ほどのパーセンテージについては終了過程に入っていて、混在状態で64歳以下に移っていくと。

もう一つね、いわゆる接種のお医者さんの数だとか含めて、今の接種人数、1日180人とか、この前、千代田も180人でしたっけ。千代田もお医者さんが入って、接種の人数がこの前報告されましたけれども、64歳以降は、その条件が変わっていく、あるいは変えていくという、そういう流れはあるんですか。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

今現在、集団接種なんですけれども、週に3日間、水曜日、木曜日、日曜日に行っています。5月26日から3週間目、ちょうど今週の水曜日から、最初の人2回目分としまして180人を上乗せして、今後しばらく午前、午後の形で行っていくことになります。

千代田講堂の場合につきましては、最初180人と申し上げていましたけれども、もう少し内容的に可能であれば、時間の枠にそのワクチン一瓶分ぐらい、6人ですか。その分を入れられるだろうということで、1日216人の計算で6日間やる考えでございます。

それが終わって、高齢者があらかし終わって普通の方にはなるんですけども、そちらのほうにつきましては、考え方としまして、やはり若い人ですと、医療機関でやっていただく方も多いかと思っ  
ているところですけども、そうしますと、逆に集団接種のほうが少ないのではないかという考  
えはございます。今現在、はっきりした件数というのはまだ確定していませんが、場合によっては、  
接種の時間帯、今現在は午前、午後というところを、例えば午後だけに戻すとか、そういうことも必  
要かと思っているところでございます。

○櫻井繁行委員長

そのほかいかがですか。

○川村成二委員

メディアで全国自治体の高齢者の接種率というのが一覧表でよく公表されていますけれども、茨城  
県の接種率が低いほうなんです、その接種率を公表するに当たって、本市から県へ接種率の情報と  
いうのは提供しているのでしょうか。それとも、県は県独自で集めた数値を公表しているというこ  
なのでしょうか。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

県のほうから調査が来たというのは、記憶にはないのですが、出し方としては、先ほど申し上げま  
したVRSというシステム上で、例えば、かすみがうら市が何人接種し受けているから、高齢者が何  
人で何%という話になっているのかなと思うんですけども、申し訳ございません。はっきり確認は  
しておりませんので、申し上げることができません。

○川村成二委員

というのは、かすみがうら市の接種率がどの程度なのかということを経年軸で公表できると、進捗  
が分かっていいと思うんですけども、その数字というのは、公表は難しいのでしょうか。あるいは、ホー  
ムページの新型コロナウイルス関連のページのところに本市の状況という形で周知することも一つの  
方法だと思うのですが、その辺はいかがでしょう。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

ホームページにも接種者数。例えば、予約者数とかの公表だと思いますけれども、先ほどの話に戻  
ってしまうんですけども、例えば、高齢者だけが何人接種したかというのは、つかみづらいところ  
がありますので、例としましては、かすみがうら市の施設での予約者、そういうところの公表はでき  
ると思います。接種者数につきましても、システム上の人数ということであれば、こちらのほうも公  
表ができますので、その点も踏まえまして、検討させていただければと思います。

○櫻井繁行委員長

そのほかいかがですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

ここで部署の交代をお願いいたします。

ここで、暫時休憩いたします。 [午前10時38分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午前10時41分]

次に、その他でございますが、ここで市民部長から発言の申し出がありますので、これを許します。

○市民部長（山内美則君）

その他のほうで1件、ご報告をさせていただきたいと思います。

先日、6月7日の市議会全員協議会におきましての報告案件でございます、旧新治地方広域事務組合施設等の解体について、この質疑の中で提出を求められました資料につきまして、作成をいたしました。

本日は、ご配慮いただきまして、提出前に機会をいただきましたので、あらかじめ説明を申し上げたいと思います。

宮本企画監から説明をいたします。よろしくお願いたします。

○櫻井繁行委員長

それでは、説明を求めます。

○市民部企画監（宮本 明君）

6月7日の全員協議会におきまして質問をお受けいたしましたのは、構成市の負担金割合及び循環型社会形成交付金についての追加資料について求められましたので、今回作成いたしました。

資料が旧新治地方広域事務組合施設等の解体に係る財源内訳についてでございます。

内容につきましては、令和3年度予算を基に作成しております。

解体事業費等でございますが、種別として、全体の解体工事、特定廃棄物保管施設、解体工事管理業務、事務費、人件費となります。事業費の合計は15億9330万円で、令和3年度、令和4年度の合計となります。

次に、当初の負担金ですが、全体の合計は、解体事業費と同額です。内訳としましては、各市ごとに衛生費、民生費の負担金を記載しております。また、負担割合につきましては、最終行に記載しております。

次に、循環型社会形成交付金活用後の負担金につきましては、循環型社会形成交付金予定額として、廃焼却炉解体分でございます。この工事費の分を9億7616万7000円を申請させていただき、3分の1の3億2538万9000円が交付金の限度額となります。この限度額が予定額となり、この金額を差し引いた分が各市ごとの負担金となります。

現段階で交付金のほか、一般財源を使用することで、この表を作成いたしました。そのほか起債関係につきましては、財政担当課に確認を依頼しております。

説明は以上でございます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ご質問等ございませんか。

○設楽健夫副委員長

一番最後の段に交付対象額とありますが、この交付対象額の交付対象になる施設というのは、どの施設になるのですか。

○市民部企画監（宮本 明君）

対象の施設としましては、焼却施設の廃焼却炉解体分に係る費用でございます。

○設楽健夫副委員長

それだけですか。

○市民部企画監（宮本 明君）

はい。

○櫻井繁行委員長

そのほかいかがですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

これで執行部の皆様には退席をお願いいたします。

ここで、暫時休憩いたします。 [午前10時46分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午前10時47分]

以上で本日の日程事項は全て終了いたしました。そのほか委員の皆様から何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、ないようですので、以上で文教厚生委員会を散会いたします。

お疲れ様でした。

散 会 午前10時50分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

文教厚生委員会委員長      櫻   井   繁   行